

新冠町技能者人材育成等補助金制度のご案内

技能職に就労する町民が各種技能講習等の受講や資格を取得した場合、当該受講料等に対し、下記のとおり補助金を受給できる制度がありますのでご案内いたします。

1 補助対象者

補助金交付申請及び決定の日において新冠町の住民であること。

2 申請者

補助金の申請者は、補助対象者本人を原則としますが、新冠町建設協会傘下企業の従業員については、新冠町建設協会及びその他実質受講料等を負担した企業等が行うこともできます。(本人以外が申請される場合には、本人の委任状が必要です。)

3 補助対象となる技能講習等の受講や資格

○労働安全衛生法第59条第3項及び同規則第36条の特別教育

(クレーン、締固め機械、巻上げ機械、車両系建設機械等特別教育)

○労働安全衛生法第75条及び同規則第69条の免許

(ガス溶接作業主任者、ボイラー技師、クレーン運転士等免許試験)

○労働安全衛生法第61条第1項及び別表第18の技能講習

(玉掛、フォークリフト、小型移動式クレーン、建設機械等技能講習)

※役場企画課又は講習等実施機関にお問い合わせください。

4 補助の内容

受講料、免許試験手数料等の1/2

5 手続き

役場企画課窓口に備える申請書に記入、押印の上、次の書類を添付し申請して下さい。(申請は、受講及び免許取得後速やかに行ってください。)

- ・ 受講料等の支払いを確認できる書類の写し(領収書等)
- ・ 受講証又は免許・資格を確認できるものの写し
- ・ 補助金の振込先が確認できるもの

6 問い合わせ先及び申請先

新冠町役場 企画課まちづくりグループ商工労働観光係 電話 47-2498